

蒲郡市防災行政ラジオ用アンテナ設置事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市が販売する防災行政ラジオの使用に際し、難聴地域の解消を図るため、希望者に対し、市が予算の範囲内において、委託した業者により防災行政ラジオ用アンテナ（以下「アンテナ」という。）を取り付けるものとし、その実施に関しては、この要綱の定めるところによる。

(対象者等)

第2条 アンテナ取付け調整業務の申請をすることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住し、又は勤務し、防災行政ラジオを所有するものとする。

2 対象者の住居が借家又は借間の場合は、アンテナの取付けに関し賃貸人の承諾が得られていること。

(申請)

第3条 アンテナ取付け調整業務を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、蒲郡市防災行政ラジオ用アンテナ取付け調整申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、アンテナの取付けを決定し、蒲郡市防災行政ラジオ用アンテナ取付け調整決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(アンテナ等)

第5条 市が取り付けるアンテナは、屋外アンテナについてはダイポールアンテナ（60MHz帯受信用）及び給電ケーブル（3D-2V相当）を使用し、室内アンテナについては同報無線室内用アンテナ（0901-0445）を使用する。

2 アンテナの取付け調整業務は、市長が委託した業者（以下「取付け業者」という。）により防災行政ラジオ用屋外アンテナ取付け調整業務仕様書に従い予算の範囲内で実施する。

3 アンテナの取付けの決定を受けた申請者（以下「決定者」という。）のラジオ受信状況により、屋外アンテナ取付け調整申請であっても室内アンテナで受信が改善される場合は、決定者の同意の上、これに変更することができる。

(完了報告)

第6条 取付け業者は、事業完了後遅滞なく、蒲郡市防災行政ラジオ用アンテナ取付け調整完了報告書（第3号様式）により、市長に報告しなければならない。

2 決定者は、アンテナの取付け調整作業に立会い、取付け状態を確認し、第3号様式の確認欄に署名又は押印をしなければならない。

（申請者負担）

第7条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、決定者に対して業務に応じた次のいずれかの負担金を徴収する。ただし、室内アンテナ取付け調整業務であって既に申請者が室内アンテナを所有し、これを利用できる場合はこの限りではない。

(1) 屋外アンテナ取付け調整業務 金3,000円

(2) 室内アンテナ取付け調整業務 金500円

（免責）

第8条 本事業により設置されたアンテナが崩壊したこと等により利用者に被害又は損害が生じて、市及び取付け業者は、その損害賠償の責めを負わないものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市防災行政ラジオ用アンテナ設置事業実施要綱の規定による第1号様式及び第3号様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。